

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	地方税等収納管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安芸市は、地方税等の収納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなりスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

地方税等の収納管理に関する事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約において個人情報に係る秘密の保持を明記するほか、個人情報が記録された資料等の管理状況を確認するなど、個人情報の保護に万全を期している。

## 評価実施機関名

安芸市長

## 公表日

令和6年12月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の収納管理に関する事務 国民健康保険税の徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)に基づき課税された次の(1)から(4)に掲げる地方税等について、遅滞なく徴収するための事務を行っている。 (1)軽自動車税 (2)個人住民税 (3)固定資産税 (4)国民健康保険税
③システムの名称	収納管理システム 滞納整理システム 住民税システム 市町村事務処理標準システム(国保) 固定資産税システム 宛名管理システム 番号連携サーバ 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
総合収納管理ファイル、総合滞納管理ファイル、宛名連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表の24の項及び同法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	安芸市役所総務課総務係 (住所)〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1 (電話番号)0887-35-1000

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先	安芸市役所税務課収納係 (住所)〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1 (電話番号)0887-35-1007
-----	--

**9. 規則第9条第2項の適用**

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 1,000人未満(任意実施)</li><li>2) 1,000人以上1万人未満</li><li>3) 1万人以上10万人未満</li><li>4) 10万人以上30万人未満</li><li>5) 30万人以上</li></ul>
いつ時点の計数か	令和5年6月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 500人以上</li><li>2) 500人未満</li></ul>
いつ時点の計数か	令和5年6月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 発生あり</li><li>2) 発生なし</li></ul>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		特定個人情報の入手は、情報提供ネットワークシステムによる還付先口座情報の照会であり、あらかじめ対象者が自ら登録した場合にのみ、情報を入手できる仕組みになっているため、対象者以外または事務に必要な情報入手することはない。目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 9. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	--	-------------------------------	-------------------------------

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	-----------------------------------	--

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> [ 十分である ]  <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	職員の異動にあわせて、アクセス権限の発効及び失効の管理を行い、権限のない者による不正アクセスを防止している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署②所属長	課長 松田 秀樹	課長 久川 陽	事後	人事異動
平成31年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	課長 久川 陽	課長	事後	様式変更
令和1年6月25日	IV リスク対策	(新規項目)	(新規項目)	事後	様式変更
令和2年11月6日	II -1	2019/4/1	2020/11/6	事前	計数の時点変更
令和2年11月6日	II -2	2019/4/1	2020/11/6	事前	計数の時点変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号、別表第2の1、2、28、46の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)別表第2の第3欄(情報提供者が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号、別表第2の1、2、28、46の項(情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)別表第2の第3欄(情報提供者が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による変更
令和5年6月20日	I 関連情報 ③システムの名称	総合収納管理システム 総合滞納システム 住民税システム 国民健康保険税システム 固定資産税システム 宛名連携システム 番号連携サーバー 中間サーバー	収納管理システム 滞納システム 住民税システム 市町村事務処理標準システム（国保） 固定資産税システム 宛名管理システム 番号連携サーバー 中間サーバー	事後	システム名称等の変更
令和5年6月20日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	丁目における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号、別表第2の第27		事後	
令和5年6月20日	II -1	2020/11/6	2023/6/20	事後	計数の時点変更
令和5年6月20日	II -2	2020/11/6	2023/6/20	事後	計数の時点変更
令和6年2月15日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	(住所)〒784-8501 高知県安芸市矢ノ丸1丁目4-40	(住所)〒784-0001 高知県安芸市土居82番地1	事後	庁舎移転
令和6年2月15日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	(住所)〒784-8501 高知県安芸市矢ノ丸1丁目4-40	(住所)〒784-0001 高知県安芸市土居82番地1	事後	庁舎移転
令和6年9月24日	I 関連情報 3個人番号の利用	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第1の第16、30 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条	番号法第9条第1項、同法別表の24の項及び同法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	番号法改正による変更
令和6年12月26日	IV8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	記載無し	十分である	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和6年12月26日	IV8 判断の根拠	記載無し	特定個人情報の入手は、情報提供ネットワークシステムによる還付先口座情報の照会であり、あらかじめ対象者が自ら登録した場合にのみ、情報を入手できる仕組みになっているため、対象者以外または事務に必要なない情報入手することはない。目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和6年12月26日	IV11 最も優先度が高いと考えられる対策	記載無し	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和6年12月26日	IV11 当該対策は十分か	記載無し	十分である	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和6年12月26日	IV11 判断の根拠	記載無し	職員の異動にあわせて、アクセス権限の発効及び失効の管理を行い、権限のない者による不正アクセスを防止している。	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加